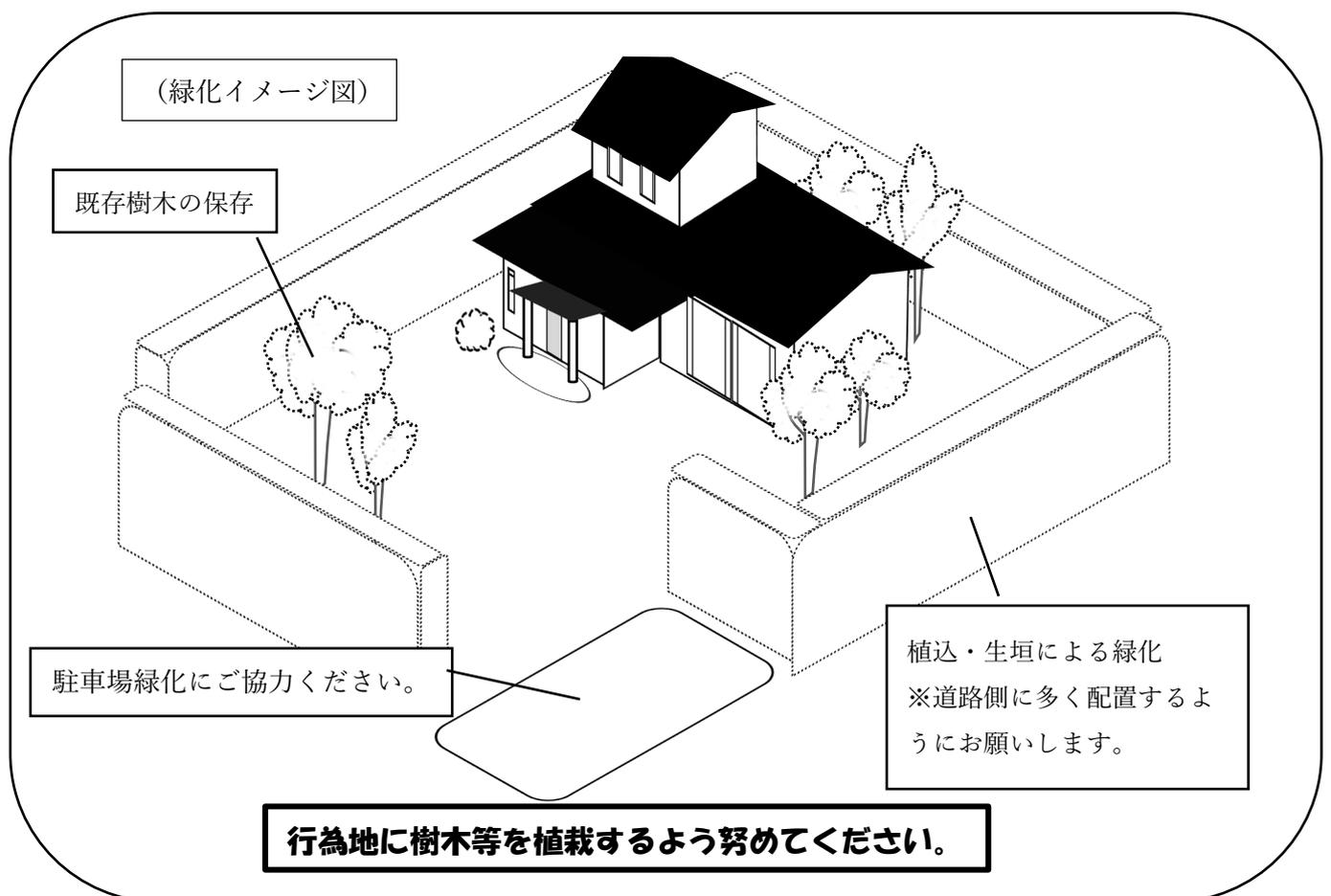


## 風致地区の景観の維持における植栽のお願い

本市では、自然的な景観と建築や宅地造成との調和を図り、都市の風致を維持するため風致地区を指定しています。

しかし、住宅建築の需要増加や宅地化に伴う土地利用の進行によって地区内の緑は年々減少傾向となっております。

緑にあふれた秩序ある街並みをこれからも維持するために、風致地区内で建築物の建築を行う場合につきましても、可能な限り植栽にご協力ください。



(問い合わせ先) 市川市 水と緑の部 公園緑地課

〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号